

小規模多機能ホームかりぱ

《指定小規模多機能型居宅介護》

《指定介護予防小規模多機能型居宅介護》

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険法の指定を受けています。

当事業所は、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスを提供いたします。事業所の運営に関する規程の概要や提供するサービスの内容など、契約上ご注意いただきたい重要な事項について、次のとおり説明いたします。

～ 目 次 ～	ページ
1. 事業所運営法人・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2、3
3. 事業所の従業者の員数、職種及び業務内容・・・・・・・・	3
4. サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5. 利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・	5～17
6. 料金のお支払いについて・・・・・・・・	17～19
7. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	19、20
8. 身体拘束の禁止について・・・・・・・・	20
9. 契約の終了について・・・・・・・・	21、22
10. 非常災害時の対応・・・・・・・・	22
11. 身元引受人・・・・・・・・	22
12. 連帯保証人・・・・・・・・	23
13. 協力医療機関等・・・・・・・・	23
14. 緊急時・事故発生時の対応について・・・・・・・・	23
15. 損害賠償について・・・・・・・・	24
16. 運営推進会議の概要・・・・・・・・	24
17. 個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・	24
18. 提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況・・・	24
19. 相談・苦情の受付及び対応について・・・・・・・・	25
別掲1 「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」・・・	26
利用同意書・・・・・・・・	27

改定日：2020年4月1日

この重要事項説明書は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第36号）、「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（札幌市条例第9号）に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項の説明のために作成しています。

1. 事業所運営法人

法人名	社会福祉法人 協立いつくしみの会
法人所在地	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号
電話番号	011-896-1165
FAX番号	011-894-4404
代表者氏名	理事長 石山 建治
法人設立年月日	1993年8月20日
ホームページ	http://karipu.jp/
法人が行う事業	社会福祉法人協立いつくしみの会では、以下の事業を実施しております。 【特別養護老人ホームかりふ・あつべつ】札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号 ・特別養護老人ホームかりふ・あつべつ（指定介護老人福祉施設） ・特別養護老人ホームかりふ・あつべつ（（介護予防）短期入所生活介護） ・訪問看護ステーションかりふ（（介護予防）訪問看護） ・指定居宅介護支援事業所かりふ（居宅介護支援） ・札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉（札幌市より委託） 【高齢者生活支援ハウスえみな】札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番1号 ・高齢者生活支援ハウスえみな（札幌市より委託） ・デイサービスセンターかりふ（通所介護、第1号通所型サービス） 【ケアセンターかりふ・もみじ台】札幌市厚別区もみじ台西3丁目1番8号 ・ショートステイメイプルハウス（（介護予防）短期入所生活介護） ・デイサービスもみじの家（（介護予防）地域密着型認知症対応通所介護） ・居宅介護支援事業所メイプルかりふ（居宅介護支援） ・ヘルパーステーションかえで（訪問介護、第1号訪問介護相当型サービス） 厚別区もみじ台西6丁目1番4号 【ケアセンターかりふ・上野幌】札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番30号 ・デイサービスのののか（地域密着型通所介護、第1号通所型サービス） ・小規模多機能ホームかりふ（（介護予防）小規模多機能型居宅介護）

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
事業の目的	事業所が要介護状態等にある利用者に対し適正な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。
事業所の名称	小規模多機能ホームかりふ
事業所所在地	札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番30号
電話番号	電話：890-8755
FAX番号	FAX：890-7755
事業所の管理者	松田 梨香
開設年月日	2011年10月1日

事業所番号	0190500637
通常の事業の実施地域	札幌市厚別区、清田区（住所：平岡地域）
営業日	毎日
営業時間	24時間 （通いサービス）午前9時から午後16時 （泊まりサービス）午後16時から翌午前9時 （訪問サービス）24時間
利用定員	登録定員 29名 通いサービス定員（1日） 15名 泊まりサービス定員（1日） 5名
事業所の運営方針	通いサービスを中心に、必要に応じて泊まりサービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供します。家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。要支援状態の利用者にあっては、上記により利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう努めます。なお、事業の実施にあたっては、市町村、他の居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めることとします。

3. 事業所の従業者の員数、職種及び業務内容 （2020年4月1日現在）

管理者	1名 （常勤・兼務）	事業所の従業者の管理、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の従業者に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	2名 （常勤・兼務）	利用者のプランの計画作成（居宅サービス計画の作成）を行います。
看護職員	1名 （常勤）	利用者の健康状態の管理、医療との連携を行います。看護業務と介護従業者を兼務します。
介護職員	13名 常勤10名 非常勤3名	利用者の介護、生活支援等を行います。

4. サービスの内容

通いサービス	食事	食事の提供及び食事の介助をします。
	排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴	利用者の状況に応じ、衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康管理	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の管理に努めます。
	送迎	希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
泊まりサービス		一時的に事業所に宿泊し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
訪問サービス		利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援など行います。
事業所及び従業員のサービスの提供にあたっての留意事項		
・通いサービスを中心に、必要に応じて泊まりサービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供します。 ・普段の生活と変わらない家庭的な環境の下で、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。 ・事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。 ・事業所は、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切に行います。 ・事業の実施に当たっては、プランの作成（居宅サービス計画及び介護予防サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。 ・事業所は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。		

5. 利用料金

- 1ヶ月ごとの包括費用（月額制）です。
- 月途中から登録した場合、または途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- 料金については、「介護保険負担割合証」に記載された割合（1割・2割・3割）に応じた利用者負担額がかかります。

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

《介護給付》

【地域にお住まいで利用される方】

①－1 サービスの基本部分に係る料金

※1月あたりの金額です。

利用者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスの単位	10364 単位	15232 単位	22157 単位	24454 単位	26964 単位
1単位の単価	10.17 円				
費用総額	105,401 円	154,909 円	225,336 円	248,697 円	274,223 円
介護保険の給付額（9割）	94,860 円	139,418 円	202,802 円	223,827 円	246,800 円
利用者負担額（1割）	10,541 円	15,491 円	22,534 円	24,870 円	27,423 円
介護保険の給付額（8割）	84,320 円	123,927 円	180,268 円	198,957 円	219,378 円
利用者負担額（2割）	21,081 円	30,982 円	45,068 円	49,740 円	54,845 円
介護保険の給付額（7割）	73,780 円	108,436 円	157,735 円	174,087 円	191,956 円
利用者負担額（3割）	31,621 円	46,473 円	67,601 円	74,610 円	82,267 円

【サービス付き高齢者住宅ぽろかにお住まいで利用される方】

①－1 サービスの基本部分に係る料金

※1月あたりの金額です。

利用者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスの単位	9338 単位	13724 単位	19963 単位	22033 単位	24295 単位
1単位の単価	10.17 円				
費用総額	94,967 円	139,573 円	203,023 円	224,075 円	247,080 円
介護保険の給付額（9割）	85,470 円	125,615 円	182,720 円	201,667 円	222,372 円
利用者負担額（1割）	9,497 円	13,958 円	20,303 円	22,408 円	24,708 円
介護保険の給付額（8割）	75,973 円	111,658 円	162,418 円	179,260 円	197,664 円
利用者負担額（2割）	18,994 円	27,915 円	40,605 円	44,815 円	49,416 円
介護保険の給付額（7割）	66,476 円	97,701 円	142,116 円	156,852 円	172,956 円
利用者負担額（3割）	28,491 円	41,872 円	60,907 円	67,223 円	74,124 円

（厚生労働省の基準により、事業所と同一の建物に居住する利用者については、基本報酬が減算されて設定されております。）

②上記サービスに係る加算

ア. 初期加算

当事業所に登録した日から30日間及び30日を超える入院後に、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
初回加算	30 単位	10.17 円	305 円	(9割) 274 円	(1割) 31 円
				(8割) 244 円	(2割) 61 円
				(7割) 213 円	(3割) 92 円

※1日あたりの金額です。

イ. 認知症加算

利用者の認知症の日常生活自立度のランクの該当に合わせ、以下の加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
認知症加算Ⅰ	800 単位	10.17 円	8,136 円	(9割) 7,322 円	(1割) 814 円
				(8割) 6,508 円	(2割) 1,628 円
				(7割) 5,695 円	(3割) 2,441 円
認知症加算Ⅱ	500 単位	10.17 円	5,085 円	(9割) 4,576 円	(1割) 509 円
				(8割) 4,068 円	(2割) 1,017 円
				(7割) 3,559 円	(3割) 1,526 円

※1月あたりの金額です。

ウ. 総合マネジメント加算

利用者の心身状況や環境の変化に応じ、随時職員及び関係者が小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うとともに、日常的に地域住民との交流を図り、地域の行事等に参加することにより、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
総合マネジメント加算	1000 単位	10.17 円	10,170 円	(9割) 9,153 円	(1割) 1,017 円
				(8割) 8,136 円	(2割) 2,034 円
				(7割) 7,119 円	(3割) 3,051 円

※1月あたりの金額です。

エ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	640 単位	10.17 円	6,508 円	(9割) 5,857 円	(1割) 651 円
				(8割) 5,206 円	(2割) 1,302 円
				(7割) 4,555 円	(3割) 1,953 円

※1月あたりの金額です。

オ. 看護職員配置加算Ⅰ

常勤で専従の看護師を配置しているため、以下の加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
看護職員 配置加算Ⅰ	900 単位	10.17 円	9,153 円	(9 割) 8,237 円	(1 割) 916 円
				(8 割) 7,322 円	(2 割) 1,831 円
				(7 割) 6,407 円	(3 割) 2,746 円

※1月あたりの金額です。

カ. 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の利用者を受け入れてサービスを提供した場合に以下の費用がかかります。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
若年性認知症 利用者受入加算	800 単位	10.17 円	8,136 円	(9 割) 7,322 円	(1 割) 814 円
				(8 割) 6,508 円	(2 割) 1,628 円
				(7 割) 5,695 円	(3 割) 2,441 円

※1月あたりの金額です。

キ. 栄養スクリーニング加算

利用者について栄養状態を確認し、栄養状態に関する情報を介護支援専門員へ提供した場合、6月に1回を限度にこの加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
栄養スクリー ニング加算	5 単位	10.17 円	50 円	(9 割) 45 円	(1 割) 5 円
				(8 割) 40 円	(2 割) 10 円
				(7 割) 35 円	(3 割) 15 円

※1月あたりの金額です。

ク. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1ヶ月の合計ご利用単位数の10.2%分の単位数が加算されます。

介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要介護1	1316 単位	10.17 円	13,383 円	(9 割) 12,044 円	(1 割) 1,339 円
				(8 割) 10,706 円	(2 割) 2,677 円
				(7 割) 9,368 円	(3 割) 4,015 円
要介護2	1813 単位	10.17 円	18,438 円	(9 割) 16,594 円	(1 割) 1,844 円
				(8 割) 14,750 円	(2 割) 3,688 円
				(7 割) 12,906 円	(3 割) 5,532 円
要介護3	2519 単位	10.17 円	25,618 円	(9 割) 23,056 円	(1 割) 2,562 円
				(8 割) 20,494 円	(2 割) 5,124 円
				(7 割) 17,932 円	(3 割) 7,686 円

要介護4	2753 単位	10.17 円	27,998 円	(9 割) 25,198 円	(1 割) 2, 8 0 0 円
				(8 割) 22,398 円	(2 割) 5, 6 0 0 円
				(7 割) 19,598 円	(3 割) 8, 4 0 0 円
要介護5	3009 単位	10.17 円	30,601 円	(9 割) 27,540 円	(1 割) 3, 0 6 1 円
				(8 割) 24,480 円	(2 割) 6, 1 2 1 円
				(7 割) 21,420 円	(3 割) 9, 1 8 1 円

※1月あたりの金額です。(基本サービス(地域にお住まいの方)、総合マネジメント加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ、看護職員配置加算Ⅰを算定した場合の1月あたりの介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の金額です。)

サービス付き高齢者住宅ぽろかにお住まいの方の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は以下の金額となります。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要介護1	1212 単位	10.17 円	12,326 円	(9 割) 11,093 円	(1 割) 1, 2 3 3 円
				(8 割) 9,860 円	(2 割) 2, 4 6 6 円
				(7 割) 8,628 円	(3 割) 3, 6 9 8 円
要介護2	1659 単位	10.17 円	16,872 円	(9 割) 15,184 円	(1 割) 1, 6 8 8 円
				(8 割) 13,497 円	(2 割) 3, 3 7 5 円
				(7 割) 11,810 円	(3 割) 5, 0 6 2 円
要介護3	2295 単位	10.17 円	23,340 円	(9 割) 21,006 円	(1 割) 2, 3 3 4 円
				(8 割) 18,672 円	(2 割) 4, 6 6 8 円
				(7 割) 16,338 円	(3 割) 7, 0 0 2 円
要介護4	2506 単位	10.17 円	25,486 円	(9 割) 22,937 円	(1 割) 2, 5 4 9 円
				(8 割) 20,388 円	(2 割) 5, 0 9 8 円
				(7 割) 17,840 円	(3 割) 7, 6 4 6 円
要介護5	2737 単位	10.17 円	27,835 円	(9 割) 25,051 円	(1 割) 2, 7 8 4 円
				(8 割) 22,268 円	(2 割) 5, 5 6 7 円
				(7 割) 19,484 円	(3 割) 8, 3 5 1 円

ケ. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

1ヶ月の合計ご利用単位数の1.5%分の単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要介護1	194 単位	10.17 円	1,972 円	(9 割) 1,774 円	(1 割) 1 9 8 円
				(8 割) 1,577 円	(2 割) 3 9 5 円
				(7 割) 1,380 円	(3 割) 5 9 2 円

要介護2	267 単位	10.17 円	2,715 円	(9割) 2,443 円	(1割) 272 円
				(8割) 2,172 円	(2割) 543 円
				(7割) 1,900 円	(3割) 815 円
要介護3	370 単位	10.17 円	3,762 円	(9割) 3,385 円	(1割) 377 円
				(8割) 3,009 円	(2割) 753 円
				(7割) 2,633 円	(3割) 1,129 円
要介護4	405 単位	10.17 円	4,118 円	(9割) 3,706 円	(1割) 412 円
				(8割) 3,294 円	(2割) 824 円
				(7割) 2,882 円	(3割) 1,236 円
要介護5	443 単位	10.17 円	4,505 円	(9割) 4,054 円	(1割) 451 円
				(8割) 3,604 円	(2割) 901 円
				(7割) 3,153 円	(3割) 1,352 円

※1月あたりの金額です。(基本サービス(地域にお住まいの方)、総合マネジメント加算、サービス提供体制強化加算(I)イ、看護職員配置加算Iを算定した場合の1月あたりの介護職員等特定処遇改善加算(I)の金額です。)

サービス付き高齢者住宅ぽろかにお住まいの方の介護職員等特定処遇改善加算(I)は以下の金額となります。

介護職員処遇改善加算	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要介護1	178 単位	10.17 円	1,810 円	(9割) 1,629 円	(1割) 181 円
				(8割) 1,448 円	(2割) 362 円
				(7割) 1,267 円	(3割) 543 円
要介護2	244 単位	10.17 円	2,481 円	(9割) 2,232 円	(1割) 249 円
				(8割) 1,984 円	(2割) 497 円
				(7割) 1,736 円	(3割) 745 円
要介護3	338 単位	10.17 円	3,437 円	(9割) 3,093 円	(1割) 344 円
				(8割) 2,749 円	(2割) 688 円
				(7割) 2,405 円	(3割) 1,032 円
要介護4	369 単位	10.17 円	3,752 円	(9割) 3,376 円	(1割) 376 円
				(8割) 3,001 円	(2割) 751 円
				(7割) 2,626 円	(3割) 1,126 円
要介護5	403 単位	10.17 円	4,098 円	(9割) 3,688 円	(1割) 410 円
				(8割) 3,278 円	(2割) 820 円
				(7割) 2,868 円	(3割) 1,230 円

《予防給付》

【地域にお住まいで利用される方】

①ー１サービスの基本部分に係る料金 ※１月あたりの金額です。

利用者の介護度	要支援１	要支援２
サービスの単位	3418 単位	6908 単位
１単位の単価	10.17 円	
費用総額	34,761 円	70,254 円
介護保険の給付額（９割）	31,284 円	63,228 円
利用者負担額（１割）	3,477 円	7,026 円
介護保険の給付額（８割）	27,808 円	56,203 円
利用者負担額（２割）	6,953 円	14,051 円
介護保険の給付額（７割）	24,332 円	49,177 円
利用者負担額（３割）	10,429 円	21,077 円

【サービス付き高齢者住宅ぽろかにお住まいで利用される方】

①ー１サービスの基本部分に係る料金 ※１月あたりの金額です。

利用者の介護度	要支援１	要支援２
サービスの単位	3080 単位	6224 単位
１単位の単価	10.17 円	
費用総額	31,323 円	63,298 円
介護保険の給付額（９割）	28,190 円	56,968 円
利用者負担額（１割）	3,133 円	6,330 円
介護保険の給付額（８割）	25,058 円	50,638 円
利用者負担額（２割）	6,265 円	12,660 円
介護保険の給付額（７割）	21,926 円	44,308 円
利用者負担額（３割）	9,397 円	18,990 円

②上記サービスに係る加算

ア．初期加算

当事業所に登録した日から３０日間及び３０日を超える入院後に、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
初回加算	30 単位	10.17 円	305 円	(9割) 274 円	(1割) 31 円
				(8割) 244 円	(2割) 61 円
				(7割) 213 円	(3割) 92 円

※１日あたりの金額です

イ. 総合マネジメント加算

利用者の心身状況や環境の変化に応じ、随時職員及び関係者が介護予防小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うとともに、日常的に地域住民との交流を図り、地域の行事等に参加することにより、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
総合マネジメント加算	1000 単位	10.17 円	10,170 円	(9割) 9,153 円	(1割) 1,017 円
				(8割) 8,136 円	(2割) 2,034 円
				(7割) 7,119 円	(3割) 3,051 円

※1月あたりの金額です。

ウ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	640 単位	10.17 円	6,508 円	(9割) 5,857 円	(1割) 651 円
				(8割) 5,206 円	(2割) 1,302 円
				(7割) 4,555 円	(3割) 1,953 円

※1月あたりの金額です。

エ. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

1ヶ月の合計ご利用単位数の10.2%分の単位数が加算されます。

(地域にお住まいの方で、基本サービス、総合マネジメント加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定した場合)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要支援1	516 単位	10.17 円	5,247 円	(9割) 4,722 円	(1割) 525 円
				(8割) 4,197 円	(2割) 1,050 円
				(7割) 3,672 円	(3割) 1,575 円
要支援2	872 単位	10.17 円	8,868 円	(9割) 7,981 円	(1割) 887 円
				(8割) 7,094 円	(2割) 1,774 円
				(7割) 6,207 円	(3割) 2,661 円

(サービス付き高齢者住宅ぽろかにお住まいの方で、基本サービス総合マネジメント加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定した場合)

要支援1	481 単位	10.17 円	4,891 円	(9割) 4,401 円	(1割) 490 円
				(8割) 3,912 円	(2割) 979 円
				(7割) 3,423 円	(3割) 1,468 円
要支援2	802 単位	10.17 円	8,156 円	(9割) 7,340 円	(1割) 816 円
				(8割) 6,524 円	(2割) 1,632 円
				(7割) 5,709 円	(3割) 2,447 円

エ. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

1ヶ月の合計ご利用単位数の1.5%分の単位数が加算されます。

（地域にお住まいの方で、基本サービス、総合マネジメント加算、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定した場合）

介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要支援1	76 単位	10.17 円	772 円	(9割) 694 円	(1割) 78 円
				(8割) 617 円	(2割) 155 円
				(7割) 540 円	(3割) 232 円
要支援2	128 単位	10.17 円	1,301 円	(9割) 1,170 円	(1割) 131 円
				(8割) 1,040 円	(2割) 261 円
				(7割) 910 円	(3割) 391 円

（サービス付き高齢者住宅ぽろかにお住まいの方で、基本サービス総合マネジメント加算、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定した場合）

要支援1	71 単位	10.17 円	722 円	(9割) 649 円	(1割) 73 円
				(8割) 577 円	(2割) 145 円
				(7割) 505 円	(3割) 217 円
要支援2	118 単位	10.17 円	1,200 円	(9割) 1,080 円	(1割) 120 円
				(8割) 960 円	(2割) 240 円
				(7割) 840 円	(3割) 360 円

カ. 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の利用者を受け入れてサービスを提供した場合に以下の費用がかかります。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
若年性認知症 利用者受入加算	450 単位	10.17 円	4,576 円	(9割) 4,118 円	(1割) 458 円
				(8割) 3,660 円	(2割) 916 円
				(7割) 3,203 円	(3割) 1,373 円

※1月あたりの金額です。

キ. 栄養スクリーニング加算

利用者について栄養状態を確認し、栄養状態に関する情報を介護支援専門員へ提供した場合、6月に1回を限度にこの加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
栄養スクリー ニング加算	5 単位	10.17 円	50 円	(9割) 45 円	(1割) 5 円
				(8割) 40 円	(2割) 10 円
				(7割) 35 円	(3割) 15 円

※1月あたりの金額です。

【短期利用の場合】

当事業所は下記の場合において、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の短期間での利用が可能です。

- 当事業所の登録者数が登録定員（29名）未満の場合
- 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用する必要があると認めた場合で、当事業所の介護支援専門員が当事業所の他の利用登録者のサービスの提供に支障がないと認めた場合

※なお、短期利用については、利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めて利用いただきます。

〈要介護の方〉

- 基本サービス費・・・1日あたりの料金です。

利用者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスの単位	567 単位	634 単位	703 単位	770 単位	835 単位
1 単位の単価	10.17 円				
費用総額	5,766 円	6,447 円	7,149 円	7,830 円	8,491 円
介護保険の給付額（9割）	5,189 円	5,802 円	6,434 円	7,047 円	7,641 円
利用者負担額（1割）	577 円	645 円	715 円	783 円	850 円
介護保険の給付額（8割）	4,612 円	5,157 円	5,719 円	6,264 円	6,792 円
利用者負担額（2割）	1,154 円	1,290 円	1,430 円	1,566 円	1,699 円
介護保険の給付額（7割）	4,036 円	4,512 円	5,004 円	5,481 円	5,943 円
利用者負担額（3割）	1,730 円	1,935 円	2,145 円	2,349 円	2,548 円

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日あたりの料金です。）

介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	21 単位	10.17 円	213 円	（9割） 191 円	（1割） 22 円
				（8割） 170 円	（2割） 43 円
				（7割） 149 円	（3割） 64 円

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

合計ご利用単位数の10.2%分の単位数が加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要介護1	60 単位	10.17 円	610 円	（9割） 549 円	（1割） 61 円
				（8割） 488 円	（2割） 122 円
				（7割） 427 円	（3割） 183 円

要介護2	67 単位	10.17 円	681 円	(9 割) 612 円	(1 割) 69 円
				(8 割) 544 円	(2 割) 137 円
				(7 割) 476 円	(3 割) 205 円
要介護3	74 単位	10.17 円	752 円	(9 割) 676 円	(1 割) 76 円
				(8 割) 601 円	(2 割) 151 円
				(7 割) 526 円	(3 割) 226 円
要介護4	81 単位	10.17 円	823 円	(9 割) 740 円	(1 割) 83 円
				(8 割) 658 円	(2 割) 165 円
				(7 割) 576 円	(3 割) 247 円
要介護5	87 単位	10.17 円	884 円	(9 割) 795 円	(1 割) 89 円
				(8 割) 707 円	(2 割) 177 円
				(7 割) 618 円	(3 割) 266 円

※短期利用の1日あたりの金額です。(基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)イ、を算定した場合の介護職員処遇改善加算(I)の金額です。)

●介護職員等特定処遇改善加算(I)

合計ご利用単位数の1.5%分の単位数が加算されます。

介護職員等特定 処遇改善加算(I)	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要介護1	9 単位	10.17 円	91 円	(9 割) 81 円	(1 割) 10 円
				(8 割) 72 円	(2 割) 19 円
				(7 割) 63 円	(3 割) 28 円
要介護2	10 単位	10.17 円	101 円	(9 割) 90 円	(1 割) 11 円
				(8 割) 80 円	(2 割) 21 円
				(7 割) 70 円	(3 割) 31 円
要介護3	11 単位	10.17 円	111 円	(9 割) 99 円	(1 割) 12 円
				(8 割) 88 円	(2 割) 23 円
				(7 割) 77 円	(3 割) 34 円
要介護4	12 単位	10.17 円	122 円	(9 割) 109 円	(1 割) 13 円
				(8 割) 97 円	(2 割) 25 円
				(7 割) 85 円	(3 割) 37 円
要介護5	13 単位	10.17 円	132 円	(9 割) 118 円	(1 割) 14 円
				(8 割) 105 円	(2 割) 27 円
				(7 割) 92 円	(3 割) 40 円

※短期利用の1日あたりの金額です。(基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)イ、を算定した場合の介護職員等特定処遇改善加算(I)の金額です。)

〈要支援の方〉

●基本サービス費・・・1日あたりの料金です。

利用者の介護度	要支援1	要支援2
サービスの単位	421 単位	526 単位
1 単位の単価	10.17 円	
費用総額	4,281 円	5,349 円
介護保険の給付額（9割）	3,852 円	4,814 円
利用者負担額（1割）	429円	535円
介護保険の給付額（8割）	3,424 円	4,279 円
利用者負担額（2割）	857円	1,070円
介護保険の給付額（7割）	2,996 円	3,744 円
利用者負担額（3割）	1,285円	1,605円

●サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日あたりの料金です。）

介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	21 単位	10.17 円	213 円	(9割) 191 円	(1割) 22円
				(8割) 170 円	(2割) 43円
				(7割) 149 円	(3割) 64円

●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

合計ご利用単位数の10.2%分の単位数が加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要支援1	45 単位	10.17 円	457 円	(9割) 411 円	(1割) 46円
				(8割) 365 円	(2割) 92円
				(7割) 319 円	(3割) 138円
要支援2	56 単位	10.17 円	569 円	(9割) 512 円	(1割) 57円
				(8割) 455 円	(2割) 114円
				(7割) 398 円	(3割) 171円

※短期利用の1日あたりの金額です。（基本サービス、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、を算定した場合の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の金額です。）

●介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

合計ご利用単位数の1.5%分の単位数が加算されます。

介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
要支援1	7単位	10.17円	71円	(9割) 63円	(1割) 8円
				(8割) 56円	(2割) 15円
				(7割) 49円	(3割) 22円
要支援2	8単位	10.17円	81円	(9割) 72円	(1割) 9円
				(8割) 64円	(2割) 17円
				(7割) 56円	(3割) 25円

※短期利用の1日あたりの金額です。（基本サービス、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、を算定した場合の介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の金額です。）

（２）その他の利用料金（以下の金額は全額が利用者の負担になります）

費用項目	内容及び金額
食費	各一食（朝食） 1回 333円 （昼食） 1回 555円 （夕食） 1回 555円
宿泊費	1泊 2,000円 お部屋のご指定はできません。 （生活保護受給者の方は、1泊 1,000円）
キャンセル料	サービスをキャンセルされる場合に、事業所へ連絡いただく期間によりキャンセル料が発生します。 事業所への連絡をいただく日にちがサービス利用日より 2週間前まで・・・無料 それ以降～2日前・・・朝食 333円、昼食 444円、夕食 555円 利用日当日・・・・・・朝食 333円、昼食 555円、夕食 555円
サービス提供記録の 複写物の料金	サービスの実施記録の複写物をご希望される場合、下記の料金（実費相当額）をお支払いいただきます。なお、サービス提供に関する記録はその完結の日から2年間保存します。 サービス記録の複写物 1枚につき10円＋消費税
通常の事業の 実施地域以外への 送迎の交通費	通常の事業の実施地域（札幌市厚別区、清田区（平岡地域））以外にお住まいの方で、サービスをご利用される場合には、送迎の費用として、交通費の実費分をお支払いいただきます。 実施地域を超える1kmにつき30円＋消費税

料金支払いに係る 手数料	利用料金をお支払いいただく際の手数料については、利用者にご負担いただきます。 ①郵便口座自動払い込み・・・１０円 ②銀行口座預金振替・・・・・・１５０円＋消費税 ③郵便払込票による払込み・・・１５０円～４１０円 （請求金額により異なります。）
その他	事業所のオムツを使用した場合、事業所にて利用者の洗濯を行った場合、レクリエーション等に参加された場合における費用やその他利用者に負担していただくことが妥当と判断される費用についてはその実費をご負担いただく場合があります。

料金についての留意事項

料金の計算	介護保険法の規定上、利用料金は１か月に利用したサービスの合計単位数をもとに計算されますので、実際の請求金額が、上記の基本サービス費及び各種加算の１日（回）あたりの金額の合計とは異なることがありますので、ご注意ください。
区分支給限度額 を超える サービスの料金	提供したサービスが介護保険の介護度区分ごとの支給限度額を超過したサービスとなった場合においては、超過した単位数に応じた費用総額が利用者負担となります。
法定代理受領 サービスに該当 しない場合	要介護認定を受けていない場合や保険料の滞納等により、提供したサービスが法定代理受領サービスでなくなった場合には、費用の全額を利用者にご負担いただきます。ただし、この場合利用者は事業所の発行する「サービス提供証明書」にて、市町村に申請することで上記金額の自己負担分を除く額の払い戻しを受けることができます。（償還払い）

６．料金のお支払いについて

料金及び ご請求	料金及びその他の費用は、１ヶ月ごとに計算し翌月に請求書を送付いたします。
お支払方法	現金による窓口でのお支払いの場合 窓口：社会福祉法人協立いつくしみの会法人事務局 住所：札幌市厚別区厚別中央５条６丁目５番２０号 （特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ事務室内） 受付曜日：平日（土日祝日及び年末年始は休み） 受付時間：午前９時～午後１６時 電話番号：０１１－８９６－１１６５ ※上記受付曜日及び受付時間以外に対応できませんのでご了解ください。 ※盗難紛失事故等の防止のため職員による集金でのお支払いはお

受けしておりませんので、ご了承ください。

現金以外でのお支払いをご希望される場合は、下記の①～③よりお選びください。（なお、①の方法にてお支払いいただく場合は「自動払込利用申込書」、②の方法でお支払いいただく場合は「預金口座振替依頼書」にて郵便局又は金融機関に別途お申込みしていただきます。）

①郵便口座からの自動払い込み

ご指定の郵便口座からの自動払い込みにてお支払いいただけます。

引き落とし日は25日及び末日（引き落とし日が土日祝日の場合は翌営業日）です。

自動払い込みに係る手数料（10円）は利用者にご負担いただきます。

なお、通帳には

.....(いつくしみの会) 自払..... 請求金額(円)
..... 料金..... 10(円).....

の2段で記載されます。事業所（法人）は請求金額分（上段）の領収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。

下段の料金（10円）は自動払い込みに係る郵便局の手数料であり、手数料に係る請求書及び領収書は発行されません。（通帳への記載が郵便局による手数料の領収書の扱いとなります。）

②銀行口座からの預金口座振替

ご指定の金融機関からの口座振替にてお支払いいただけます。

振替日は27日（振替日が土日祝日の場合は翌営業日）です。

口座振替に係る手数料（150円＋消費税）は利用者にご負担いただきます。

なお、通帳には

.....H.S. イツクシミノカイ..... 振替金額

と1行で記載されます。振替金額は、当法人の請求金額と振替手数料の合計金額となります。

通帳に記載される「H.S」とは口座振替業者名（北洋システム開発株式会社）を指しており、同社の振替手数料（150円＋消費税）が当事業所（法人）の請求金額（利用料金）に上乗せされ、引き落としされます。

また、振替手数料は振替の結果に関わらず手数料がかかる仕組みのため、残高不足等の理由により口座振替ができなかった場合には翌月の振替の際にその振替手数料分が上乗せされますので、ご注意ください。

事業所（法人）は請求金額と振替手数料の領収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。

	③郵便振込み用紙によるお振込み 請求書発送時に「払込取扱票」を同封いたしますので、お近くの郵便局よりお振込みにてお支払いください。 なお、お振込みに係る手数料150円～410円（請求金額により異なります。）は利用者にご負担いただきます。 なお、①郵便自動払い込み、②預金口座振替については、申し込みの日にちによっては郵便局及び金融機関の手続きが間に合わない場合があります。その際、手続き完了までの利用料金は現金窓口若しくは③郵便振込み用紙によるお振込みでお支払いいただきます。 また、これらの手数料は郵便局及び口座振替業者の基準による2019年10月1日現在の手数料額です。業者による手数料額の変更や消費税の変更等に伴い、当法人の責によらず、手数料が変更となる場合がありますので予めご了承ください。
--	--

7. サービスの利用に関する留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
事業所への連絡、報告	サービスを提供するに当たって必要な情報（利用者の能力や健康状態及び使用中のお薬、その他緊急時の連絡先など）は事業所に正しくお伝えください。また、健康状態などの変化があった場合なども事業所にご連絡ください。
食事	当事業所のお食事は※勤医協セントラルキッチンから配送され、加熱調理した食品を急速冷却し、当施設サテライトキッチンで再加熱処理したものを提供しています。 外部委託の為、2週間前に発注を行っています。2週間前のキャンセルであれば費用の負担はありませんが、それ以降のキャンセルについては<u>食事代の実費</u>をご負担いただきます。 （キャンセル料については、8ページに詳細を記載しています。） ※勤医協セントラルキッチンは病院・保育所・高齢者住宅・デイサービスなどに食事を配食しています。
入浴	入浴サービスのご利用は任意です。入浴時間や順番などは利用者の状況により対応させていただきます。また、当日の利用者の体調等によりご希望であっても入浴を行わない場合があります。
送迎	利用者ごとの通いサービスの時間に合わせて送迎を行いますが、他の利用者との時間によりご希望に添えない場合もあります。その際は事前に協議させていただきます。

訪問	訪問サービスにおいて以下の行為はできません。 ・利用者の家族への訪問介護サービス ・利用者又は家族からの金銭又は金品の収受
泊まり	急な要望にもできるだけ対応しますが、宿泊室の定員を超えての宿泊はできません。 また、他の利用者のご希望等と調整をさせていただく場合があります。
設備備品の使用	事業所内の設備や備品は正しく安全にお使いください。また、自傷他害行為など他人の迷惑となる行為は行わないでください。
喫煙	喫煙はできません。（事業所敷地内は禁煙です。）
施設への金品の持ち込み	施設内には、高額な現金・通帳・貴金属などの貴重品はお持ち込みにならないようお願いいたします。紛失・盗難等の事故がございましたも、事業所では責任を負いかねます。
その他	ご不明な点その他事業所のサービスに意義がある場合などは、事業所に申し出て下さい。

8. 身体拘束の禁止について

身体拘束等の禁止	事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合かは、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等で合議、検討します。職員が個人では判断しません。 ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。（切迫性） ・身体的拘束等を行う以外に代替える介護方法がないこと。（非代替性） ・身体的拘束等が一時的であること。（一時性）
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
記録	緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
拘束の解除	適時、身体拘束解除に向けての評価を行い、継続の必要性がないと判断した場合は速やかに解除を行います。

9. 契約の終了について

契約の更新 及び終了	当事業所との契約は、契約日から利用者の認定されている要介護認定の有効期間の満了日とします。ただし、以下①～④の場合には、契約はその更新後又は変更後の要介護認定の有効期間の満了日まで（②④による申請中の場合は決定後の認定の有効期間の満了日）とし、以後も契約は同様に自動的に更新します。 ① 要介護認定の有効期間の終了に伴い、利用者の要介護認定の有効期間が更新された場合 ② 上記①のため要介護認定の更新申請がなされ、要介護認定の決定がされていない場合（更新申請中の場合） ③ 契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け認定の有効期間が更新された場合 ④ 上記③のため要介護認定の区分変更申請がなされ、要介護状態区分の決定がされていない場合（変更申請中の場合） ただし、以下の場合には当事業所との契約は終了するものとします。 ● 利用者が死亡した場合 ● 利用者が介護保険施設へ入所した場合。 ● 利用者が医療機関等へ入院し退院できない、若しくは長期に亘り退院が見込まれない場合。 ● 利用者の要介護認定区分が、自立と判定された場合 ● その他利用者が相当期間以上にわたり、当事業所の提供するサービスの利用が困難となった場合 ● 下記Aにより、利用者から契約の解除の申し出があった場合 ● 下記Bにより、事業所から契約の解除の申し出があった場合
A 利用者からの 契約解除の 申し出	利用者は、契約の有効期間であっても契約の解除を申し出ることができます。この場合は契約解除を希望する14日前までに事業所に申し出てください。 ただし、以下の場合には利用者は即時に契約を解除・解約できます。 ● 事業所が正当な理由なく、介護保険法等関係法令に定めるサービスを提供しない場合 ● 事業所及び従業者が、下記17に定める守秘義務に違反した場合 ● 事業所及び従業者が、利用者の身体、財産、信用等を傷付けるなどの不信行為により、その後の契約を継続しがたい事情があった場合 ● 上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場合
B 事業所からの 契約解除の 申し出	以下の場合に事業所は、利用者との契約を解除する場合があります。ただし、この場合事業所は利用者又は家族に対しその旨の説明を行います。 ● 利用者又は家族が、サービスの利用に関する指示等に従わないことなどにより、要介護状態を悪化させたと認められる場合

	● 利用者又は家族が、サービス提供にあたって必要な情報について、報告しない又は虚偽の報告をするなど適切なサービス提供が困難であると認められる場合 ● 利用者又は家族等が、他の利用者の生命、身体及び財産を傷付けるなど、その後の契約を継続しがたい事情があった場合 ● 利用者が上記5のサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず30日以内に支払わなかった場合 ● 利用者又は家族等が、他の利用者、家族等若しくは事業所又は従業員に対する、暴力、暴言、威嚇（口頭によるものも含む）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合 ● 利用者又は家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合
--	---

10. 非常災害時の対応

非常災害時の対応	事業所では、非常災害時等に対応して防火管理設備等を整えています。非常災害時など、職員は利用者の安全を第一優先にしますので、職員の指示に従ってください。 なお、災害による緊急時で電話が繋がりにくい状態の時は、非常用伝言ダイヤル（171）を利用し安否・避難場所をお伝えします。（011-890-8755 に録音します。）
防火設備概要	スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、誘導灯

11. 身元引受人

身元引受人	契約にあたっては、契約終了後の残置物の引き取り及び利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として、身元引受人を定めていただきます。
身元引受人の義務	契約終了時に利用者の私物等（残置物）で引き取りをいただくものがあった場合には、事業所は利用者又は身元引受人にその旨を連絡いたします。身元引受人は、契約終了により事業所から連絡があった際には、連絡後2週間以内に残置物をお引き取り下さい。なお、引き取り、引き渡し又は処分等にかかる費用は利用者又は身元引受人にご負担いただきます。また身元引受人には、利用料等の債務の保証人として下記の連帯保証人となっていただきます。

1 2. 連帯保証人

連帯保証人	連帯保証人の方には、この契約から生じる利用者の債務について、限度額90万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。 連帯保証人から請求があった場合には、当事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
-------	--

1 3. 協力医療機関等

協力医療機関	勤医協もみじ台内科診療所 所在地：札幌市厚別区もみじ台西6丁目1番4号 電話：897-5051
協力歯科 医療機関	勤医協もみじ台歯科診療所 所在地：札幌市厚別区もみじ台南1丁目2番10号 電話：897-9033

1 4. 緊急時・事故発生時の対応について

緊急時・事故発生時の対応	サービス提供時に利用者の体調が急変した場合や緊急を要する場合、事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族や緊急連絡先（または契約書記載の保証人）等に連絡するとともに、主治医への連絡を行う若しくは受診するなど必要な措置を講じます。 本重要事項説明書の最終ページに、上記の緊急連絡先及び主治医について記載をお願いしておりますので、正確にご記載ください。
記録と再発防止策	事業所は、事故の発生状況及び事故に際してとった処置について記録します。また、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。
損害賠償	事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対し速やかに損害賠償を行います。

1 5. 損害賠償について

損害賠償	事業所の責任により利用者に損害が生じた場合には、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。
------	--

保険加入先	事業所（法人）は、事故等により利用者に損害を生じさせてしまった場合に備え、下記の保険に加入しております。保険会社には必要時に利用者、家族の個人情報を提供する場合がありますので、ご承知置きください。 加入保険：社会福祉法人全国社会福祉協議会しせつの損害補償 保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社
-------	---

16. 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況等を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
委員の構成	・利用者 ・利用者家族 ・地域住民の代表 ・市町村職員または地域包括支援センター職員 ・小規模多機能型居宅介護について所見を有する者
開催時期	おおむね2カ月に1回開催します。

17. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱い	当法人及び事業所は「個人情報の保護に関する法律」及び介護保険法、関連諸法令に基づき、個人情報を適正に取り扱いします。
従業員に対する契約	当法人、事業所の従業者は、雇用期間中及び退職後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らさないことを雇用契約時に誓約しています。
個人情報使用の同意について	個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報使用に係る同意書」及び「ホームページ及び広報誌等への写真の使用に係る同意書」において、同意を得ることとします。
個人情報取扱責任者	小規模多機能ホームかりふ 管理者 松田 梨香 電話：011-890-8755

18. 提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況

自己評価（質の評価）の取り組み	当事業所では、自己評価の実施など、サービスの質の向上のための取り組みを行っています。	
第三者評価の実施状況	実施の有無	なし
	実施した直近の年月日	なし
	実施した評価機関の名称	なし
	評価結果の開示状況	なし

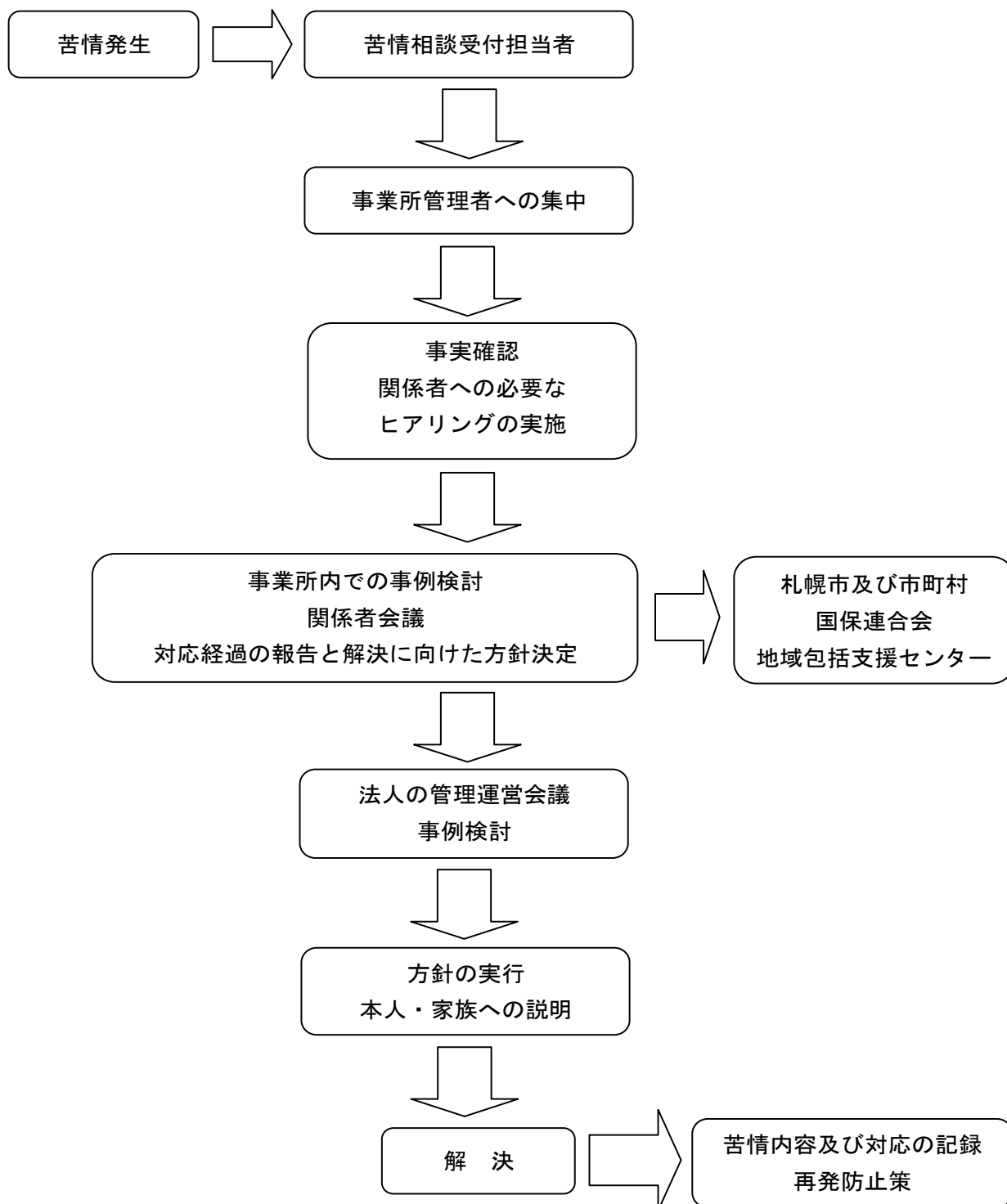
19. 相談・苦情の受付及び対応について

事業所の 苦情相談受付 窓口	当事業所は、利用者及び家族からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口、受付担当者を設置しています。 受付窓口：小規模多機能ホームかりふ 担当者： 管理者 松田 梨香 受付時間：平日9時から17時 電話番号：011-890-8755
法人の 第三者委員	当法人では、苦情解決にあたって、社会性、客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮して、適切な対応を行うため、下記の第三者委員を設置しています。 ・澤本 彰 公益社団法人北海道勤労者医療協会 本部事務局組織広報部次長（元老人保健施設事務長） TEL：011-813-5510 ・藤原 洋一 地域代表（元病院事務長） TEL：011-892-4834
苦情等の処理に あたって	苦情の処理にあたっては、法人の苦情処理の手順及び別掲1の「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」にもとづき必要な対応を行います。
外部の 苦情相談窓口	上記以外にも以下の公的な苦情相談窓口があります。 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 住所：札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所内） 電話：011-211-2972 FAX：011-218-5117 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護障害者支援課企画・苦情係 住所：札幌市中央区南2条西14丁目（国保会館内） 電話：011-231-5175 FAX：011-233-2178 札幌市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談 住所：札幌市中央区大通西19丁目1-1（社会福祉総合センター内） 電話：011-632-0550 FAX：011-613-5486 北海道福祉サービス運営適正化委員会 住所：札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7（北海道社会福祉協議会内） 電話：011-204-6310 FAX：011-204-6311 札幌市厚別区第1地域包括支援センター 住所：札幌市厚別区厚別町山本750番地6（栄和会内） 電話：011-896-5077 FAX：011-896-5021 札幌市厚別区第2地域包括支援センター 住所：札幌市厚別区厚別南5丁目1-10 電話：011-375-0610 FAX：011-375-0615

別掲1

社会福祉法人 協立いつくしみの会 「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」

苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置



社会福祉法人 協立いつくしみの会

指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 利用同意書

この内容の証明のために本書2通を作成し、事業所、利用者（若しくは代理人）が記名捺印のうえ、双方1通を保有します。

指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の開始にあたり、利用者に対し本書面にに基づき重要な事項を説明し、交付しました。

（住 所）札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番30号

（事業所）小規模多機能ホームかりぷ

事業所管理者： 松田 梨香

重要事項説明者： ㊟

指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の契約にあたり、事業者から重要事項説明書の内容について説明を受け、理解したうえで同意し、交付を受けました。

西暦) 20 年 月 日

氏 名 ㊟ 電 話

利用者

住 所

※該当する項目を☑し下記に記載してください。

☐代筆者 氏 名 ㊟ 電 話

☐代理人

☐身元引受人及び 住 所

連帯保証人

利用者との関係（続柄など）

《緊急時・事故発生時の連絡先》

医療機関等	名称	
	住所	TEL
家族等の緊急時の 連絡先	氏名	続柄
	住所	TEL